

令和5年4月1日改正

旅費規程

社会福祉法人 聖静学園

社会福祉法人聖静学園 旅費規程

第1章 総 則

第 1 条 役員及び職員が業務のため出張を命ぜられたときは、この規程により、旅費を支給する。

第2章 計 算

第 2 条 宿泊料、日当は別表により支給する。但し道社協その他主催者側に於いて実施する職員の業務研修等に際して予め宿泊料の定めのあるときは、その額とする。なお理事長が特に必要と認めた場合は、この規程によらず支給することができる。

第 3 条 札幌市内の出張で宿泊の伴わない場合の日当は、3分の1支給とする。

第 4 条 運賃は、(以下鉄道等運賃という) 航空運賃、鉄道運賃、船賃、バス賃とし各実費とする。

2 鉄道片道100km以上は特別急行料金を支給する。

3 鉄道片道50km以上100km未満は急行料金とする。但し、鉄道事情でやむを得ないときは、特別急行料金を支給できる。

第 5 条 公用車で出張する時は、鉄道等運賃は支給しないが、日当を支給する。

第 6 条 個人所有の自動車での出張は原則として認めないものとするが、交通事情の不便な地方へ出張、または公用車の使用が無理な場合は、理事長の許可を受けて使用することができる。但し、この場合鉄道等運賃実費を支給するが、急行料金は支給しない。

第 7 条 鉄道等以外の交通機関を利用したとき、領収書を徴することのできるものについては、その証として添付するものとする。この場合は

実費を支弁する。但し、営業車（タクシー、ハイヤー）の利用については、交通事情の不便な場所、若しくは急を要する業務の場合に限る。

第 8 条 北海道以外の地域に旅行する場合における旅費は第 2 条及び第 4 条の規定にかかわらず、次の号に掲げる額を支給する。

- (1) 日 当 定額の 5 割増
- (2) 宿泊料 定額の 2 割増

第 3 章 その他

第 9 条 出張を命ぜられた者は、概算旅費を請求することができる。

第 10 条 概算旅費の請求を受けた者は、帰園後速やかに旅費の精算をしなければならない。

第 11 条 本規程に定める以外のことは、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この規程は平成 4 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 この規程は平成 15 年 4 月 1 日より施行する。
- 3 この規程は平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
- 4 この規程は平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
- 5 この規程は令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

別 表

区 分		宿泊料	日 当
1	理事長 施設長	12,000 円	6,000 円
II	副施設長 事務長 課 長	10,000 円	3,000 円
III	係長、主任 一般職員	9,000 円	2,000 円